

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月27日(火)  
午後2時00分から午後2時50分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員22名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数 15名

1 矢野 邦 男			4 戸 田 修 司
	6 近 本 静 信	7 本 宮 勇	
9 越 智 幹 男	10 渡 邊 昭 彦		12 竹 田 清 隆
13 越 智 要		15 森 京 典	
17 津 吉 利 幸	18 吉 井 一 浩	19 岡 田 勝 利	
22 藤 原 清 久	23 永 井 政 則	24 近 松 安 文	

欠席委員数 7名

2 渡 邊 節 夫	3 大 澤 穰 兒	5 岡 林 興 通	11 岡 貞 義
14 桑 田 誠	16 新 居 田 守	20 藤 本 博	

4. 議事に関与する職員

次 長	新 居 田 伸 一 郎
次 長	渡 辺 修 三
主 査	江 頭 好 治

## 5. 議事

### 【農地法関係議案】

#### 議案第 20 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～6）

#### 議案第 21 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～6）

#### 議案第 22 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1～3）

#### 議案第 23 号

農地法第 4 条の規定による許可取消願について（受付番号 1）

#### 議案第 24 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～4）

#### 議案第 25 号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号 1）

#### 議案第 26 号

審査請求に対する審理手続の終結について

#### 議案第 27 号

審査請求に対する裁決について

#### 報告第 16 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～15）

報告第 17 号

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

(受付番号 1 ～ 2)

報告第 18 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ～ 5)

報告第 19 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1 ～ 3)

## 6. 議事録

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から「令和5年度 第4回総会」を始めさせていただきたいと存じます。  
本日は、委員22名中15名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。  
なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。

議長 それでは、ただ今から「令和5年度 第4回総会」を開会いたします。  
事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。  
まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。  
今回は、議事録署名人に9番（越智委員）、22番（藤原委員）、両委員を私から指名させていただきます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。  
議案第20号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。  
議案第20号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

- [受付番号1] 申請地は長沢にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は8,360㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号2] 申請地は吉海町名、仁江、泊にある農地21筆で、登記地目は田、畑、面積は合計16,807㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号3] 申請地は吉海町名、本庄、泊にある農地15筆で、登記地目は畑、面積は合計9,911㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号4] 申請地は吉海町福田にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計6,532㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号5] 申請地は伯方町木浦にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計6,159㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号6] 申請地は伯方町木浦、有津にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計2,511㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地

であるとの意見でありました。

議案書 1～2 ページの合計は、6 件、52 筆、面積 50,280 m<sup>2</sup>となっております。地元委員さん 1～2 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
全 員 (意見、質問なし)  
議 長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。  
全 員 (異議なし)  
議 長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議 長 続きまして、  
議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、ご説明いたします。議案書 3 ページをお開きください。  
議案第 21 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者兼学生、申請地は 2 筆で、地目は田または畑、面積は合計 505 m<sup>2</sup>で、現在、水稻または野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 2 筆で、地目は田または畑、面積は合計 726 m<sup>2</sup>で、現在、水稻または野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 806 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 114 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,030 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 650 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事 務 局 続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。  
農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る要件確認書は 1 ページから 12 ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ① 譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
  - ② 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③ 信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④ 譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤ 小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑥ 農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
（意見、質問なし）  
議長 許可することに、ご異議ございませんか。  
（異議なし）  
議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、  
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第23号 農地法第4条の規定による許可取消願について  
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案第22号は農地法第4条の規定による許可申請、第23号は農地法第4条の規定による許可取消願、第24号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。  
議案書4ページをお開きください。それではご説明いたします。

[議案第22号 申請人は農業者1名、申請地は立花地区横田町の1筆で、地目は田、面積は28㎡でございます。  
受付番号1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請人の転用目的が農家住宅敷地拡張であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われ

れます。  
事業計画につきましては、申請人は、現在使用している駐車場隣接地に甥の住宅が建築されることに伴い擁壁が設置されることから、既存のカーポートを撤去せざるを得なくなったため、駐車スペースが手狭になったことから、申請地を駐車場として使用しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年6月1日で、許可日から令和5年12月31日までに駐車場の整備を完了する予定となっております。

おります。

[受付番号 2] 申請人は農業兼自動車の修理及び販売等を営む法人の役員 1 名、申請地は玉川地区中村の 1 筆で、地目は田、面積は 685 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、近接地において申請人が役員を務める法人が下取りをした自動車の台数が増加し、現在の駐車スペースでは手狭となっていることから、自らが役員を務める法人が使用する貸露天駐車場を整備するものであり、当該法人の工場の近接地であることから防犯上申請地しかないとの申出であり、第 1 種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、自らが役員を務める法人が保有する自動車の駐車スペースが手狭になったことから、申請地を貸露天駐車場として整備し、当該法人へ許可日から 5 年間、賃貸しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 6 月 1 日で、許可日から令和 5 年 12 月 31 日までに駐車場の整備を完了する予定となっております。

[議案第 22 号 議案第 22 号受付番号 3 と議案第 23 号受付番号 1 につきましては、関連がございますので、一括してご説明いたします。

受付番号 3] 5 ページも併せてご覧ください。

[議案第 23 号 申請人は両件とも同一人の農業者 1 名、申請地は上浦地区井口のそれぞれ 1 筆で、地目はいずれも田、面積は許可申請地が 394 m<sup>2</sup>、許  
受付番号 1] 可取消願地が 297 m<sup>2</sup>でございます。

両申請地とも都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されます。

申請人は、今回の許可申請地に隣接地する 2 筆において、農家住宅を建築する目的で平成 9 年に第 4 条許可を得ましたが、実際に建築するにあたり、敷地の検討に入ったところ利用上支障となる問題点があることが判明したため、建物の配置を再考し、当初耕作地として利用する計画であった申請地にまたがって建築してしまったことから、この度、違反転用状態を解消するため本件許可申請に至ったものでございます。

また、許可取消願の農地は、現在畑として農作物を栽培し耕作の用に供しており、今後転用事業を行う見込みはないことから、農地として適切に管理していくため、本件取消願の提出に至ったものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日はいずれも令和 5 年 6 月 1 日でございます。

なお、本件は違反案件であります。第 6 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[議案第 24 号 6 ページをご覧ください。

受付番号 1] 譲受人は土木、建築工事等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は波止浜地区高部の 1 筆で、地目は田、面積は 1,205 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、法人として露天資材置場を有していないことから、事業効率の向上を図るために必要な事業用地として申請地を譲渡人から買い受け、露天資材置場として整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 6 月 1 日で、許可日から令和 5 年 12 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は朝倉地区朝倉上の 1 筆で、地目は田、面積は 690 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断

されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。譲受人は現在借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、農業後継者として営農にも利便が良く実家にも近くて子育てのしやすい申請地を譲渡人から買い受け、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年6月1日で、許可日から令和6年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3] 譲受人は電気設備の設計や施工等を営む法人、譲渡人は農業者2名、申請地は上浦地区井口の4筆で、地目は畑、面積は合計880.4㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、3筆が農用地区域内農地、1筆が付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、近接地において譲受人が中国電力から受注した鉄塔の建設を施工するにあたり、鉄塔建設現場へ資材等を搬入するため索道基地を整備するものであり、索道基地を整備できるのは申請地しかないとの申出で、3年以内の一時転用でありますので、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は鉄塔建設にあたり建設現場に資材等を搬入するための索道基地に適している申請地を賃借し、鉄塔建設に必要な資材の運搬ルートを確認しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年6月1日で、許可日から令和7年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4] 譲受人は受付番号3と同一の法人、譲渡人は農業者2名と申請地登記名義人の法定相続人3名、申請地は上浦地区井口の4筆で、地目は畑、面積は合計759.76㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、2筆が農用地区域内農地、2筆が付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、受付番号3の索道基地と一体利用するものであり、索道基地に隣接して索道ルートを整備できるのは申請地しかないとの申出で、3年以内の一時転用でありますので、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は鉄塔建設にあたり建設現場に資材等を搬入するための索道ルートに適している申請地を賃借し、鉄塔建設に必要な資材の運搬ルートを確認しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年6月1日で、許可日から令和7年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、手元にお配りしている農地法第4条及び第5条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書の13ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ② 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ③ 資力及び信用が適当であるか
- ④ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ⑤ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑥ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑧ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑨ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑩ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか



ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)  
議長 原案どおり、転用及び許可の取消はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。  
なお、議案第22号 受付番号1と受付番号2、議案第24号 受付番号1は第1種農地に、また、議案第24号 受付番号3と受付番号4は農業振興地域内農用地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、  
議案第25号 農業振興地域整備計画変更(除外)について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書7ページをお開きください。  
議案第25号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第25号 申請者は、転用者が行う工場用地の敷地拡張に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。  
受付番号1]

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第2号から第5号までの各要件も満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。  
(質問、意見なし)  
議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。  
(異議なし)  
議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、  
議案第26号 審査請求に対する審理手続の終結について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書8ページをお開きください。  
議案第26号 審査請求に対する審理手続の終結についてでございます。

提案理由といたしましては、令和5年3月9日付けでされた審査請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第1項の規定により、審理手続を終結する必要によるものでございまして、審査請求人が提起した、農地法第18条第6項の規定に基づく通知書に対する申請受理の保留処分、不作為についての審査請求について、審理手続を終結してよろしいか、お諮りするものでございます。

審理手続の終結につきましては、行政不服審査法第41条で、必要な審理を終えた場合は、審理手続を終結するものとするとしているほか、審理関係人に主張及び立証の機会を与えたにもかかわらず、実行されなかった場合についても審理手続を終結することができるかとされております。

当該審査請求事件につきましては、令和5年4月10日付けで当該審査請求人に対して弁明書を送付しましたところ、当該審査請求人から同年5月31日付けで反論書の提出がありました。お手元の反論書をご覧ください。

朗読させていただきます。

当該反論書の内容を精査したところ、新たな主張の対立点はないと考えられることから、当該審査請求人の主張は尽くされたと判断し、審査請求に対する審理手続を終結するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
議員 (質問、意見なし)  
議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。  
議員 (異議なし)  
議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、  
議案第27号 審査請求に対する裁決について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書9ページをお開きください。  
議案第27号 審査請求に対する裁決についてでございます。  
提案理由といたしましては、令和5年3月9日付けでされた審査請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第44条の規定により、裁決する必要によるものでございます。  
本案は、審査請求人が提起した、農地法第18条第6項の規定に基づく通知書に対する申請受理の保留処分に対する審査請求について、裁決書(案)のとおり決定してよろしいか、お諮りするものです。  
行政不服審査法第50条第1項の規定により、裁決は、①主文、②事案の概要、③審理関係人の主張の要旨、④理由 を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。となっております。

議案書9ページの裁決書(案)をご覧ください。

「主文」、審査請求についての結論であります。

「本件審査請求を棄却する。」 当該保留処分が、違法または不当とは認められず、審査請求に理由がないとするものでございます。

次に、「事案の概要」です。

本件は、審査請求人が今治市農業委員会に対して令和4年11月25日に提出した農地法第18条第6項の規定による通知書に対する申請受理の保留処分に対し、審査請求人が、当該通知書は農地法が求める通知書の要件を充足している等と主張して、当該通知書に対する申請受理の決定を求める事案でございます。

次に、「審理関係人の主張の要旨」です。

まずはじめに、「審査請求人の主張」は、令和4年11月25日に提出した農地法第18条第6項の規定による通知書は、形式的不備はなく必要書類も揃っているため、直ちに当該通知書に係る賃貸借契約の解約に関する事務処理を行わなければならない。

続いて、「処分庁である農業委員会の主張の要旨」は、農地法の賃貸借権の解約にあたり、土地登記簿の所有者が未相続の場合、あるいは、遺産分割協議書が整っていない場合には、相続人全員の意向の確認が必要である。

審査請求人が農地法第18条第6項の規定による通知書の添付書類として提出した「賃貸借契約の解約の手続きにかかる共同相続人同意書（宛先 今治市農業委員長）」が画像からの印刷のため、当該添付書類の真正性が確認できない。とするものでございます。

このことにつきましては、農地法関係事務処理要領において、「申請書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なもの」は、「その他参考となるべき書類」として添付させることができます。令和5年4月10日付弁明書におきましても「処分をしていない理由」といたしまして、農地法の賃貸借権の解約にあたり、土地登記簿の所有者が未相続の場合、あるいは、遺産分割協議書が整っていない場合には、相続人全員の意向の確認が必要であると記載しています。

続きまして、「裁決の理由」です。

農地法の賃貸借権の解約にあたり、土地登記簿の所有者が未相続の場合、あるいは、遺産分割協議書が整っていない場合には、相続人全員の意向の確認が必要である。この点、審査請求人が農地法第18条第6項の規定による通知書の添付書類として提出した「賃貸借契約の解約の手続きにかかる共同相続人同意書（宛先 今治市農業委員長）」が画像からの印刷のため、当該添付書類の真正性が確認できない。したがって、今治市農業委員会が行った農地法第18条第6項の規定に基づく通知書に対する申請受理の保留処分に違法又は不当な点はない。とするものでございます。

最後に、「結論」ですが、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第49条第2項の規定により、主文のとおり「本件審査請求を棄却する。」と裁決するものでございます。

なお、教示については、裁決の取り消しの訴えを出来る旨を明文によって記載したものでございます。

今後の手続きの流れについてですが、本日の審議ご議決後は、裁決書の謄本を審査請求人に送付することにより、手続きが終了することになります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
議員 （質問、意見なし）  
議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。  
議員 （異議なし）  
議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、  
報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案書11ページから13ページの報告第16号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は15件の届出がありました。全て取得事由は相続であり、権利内容は受付番号2及び3が賃借権、その他は所有権でありました。  
議案書14ページの報告第17号農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は2件の届出があり、合計面積は216㎡でありました。  
議案書15ページの報告第18号農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は5件の届出があり、

合計面積は 2559 m<sup>2</sup>でありました。

報告第 17 号及び第 18 号につきましては、地元委員又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。  
なお、報告第 16 号から第 18 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。  
続きまして、議案書 16 ページの報告第 19 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

[報告第 19 号

受付番号 1] 令和 5 年 5 月 31 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「あり」となっております。

[受付番号 2] 令和 4 年 12 月 31 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号 3] 令和 5 年 5 月 24 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
全 員 (意見なし)  
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。  
せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全 員 (意見なし)

議 長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。